

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から47年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から47年2月まで
② 昭和53年7月から54年4月まで

申立期間の国民年金保険料については、A町の役場で職員から未納分を納付できると聞いて納付したものであり、還付されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、平成15年10月に厚生年金保険被保険者期間(脱退手当金支給済期間)と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制被保険者期間として記録され、国民年金保険料が納付済みとされていたが、この記録統合によって、申立期間①は、本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間との重複期間であることが判明したため、申立期間①の保険料は同年12月に還付されている。

しかしながら、行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について保険料の納付を勧奨したという誤りがあり、このため、申立人が申立期間①の保険料を納付し、これが23年以上もの長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間①の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることも踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間①の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②については、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和55年6月26日付けで国民年金保険料が納付された53年4月から54年4月

までの期間のうち、53年7月から54年4月までの期間が厚生年金保険被保険者期間との重複により、55年7月26日付けで還付処理が行われ、国民年金の無資格期間とされたことが確認できる。行政側に本来納付できない厚生年金保険被保険者期間について保険料の納付を勧奨したことがうかがわれるものの、厚生年金保険被保険者期間との記録統合が速やかに行われていることから、申立期間①とは事情が異なり、記録を訂正することはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月から47年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年1月まで

夫の会社退職(昭和61年3月)を契機に、私が同年4月頃にA市役所で、夫婦の国民年金加入手続を行った。私が夫婦二人分の国民年金保険料を厚生年金保険に加入するまで納付していたのに、申立期間の保険料は、夫だけが納付済みとされ、私は未納とされている。当時のことを思い起こしてみても、自身の保険料を納付しなかった理由は無く、夫婦二人分の保険料を納付していたので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は22か月と比較的短期間であり、申立人の国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間を含む国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、オンライン記録によると、昭和61年4月から63年3月までの保険料については、納付日は不明であるものの、夫婦共に納付済みとされており、申立期間直前の同年4月から平成元年3月までの保険料については、夫婦で納付日が一致していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間当時、生活状況に特に変化は無かったとしており、申立人が自身の分と一緒に保険料を納付していたとする夫の申立期間に係る保険料は納付済みとされていることから、保険料の納付意識の高かった申立人が申立期間の保険料を夫の分と一緒に納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和56年8月から58年12月までの期間及び申立期間②のうち、59年1月から平成元年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から58年12月まで
② 昭和59年1月から平成6年2月まで

A社及びB社で勤務していた時の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に比べて低くなっているため、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和56年8月から58年12月までの期間について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、56年8月1日の随時改定により従前の12万6,000円から10万4,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、当該名簿によると、申立人と同じ営業職であった同僚及びほかの複数の同僚についても、申立人と同様に、昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。これらの複数の同僚から提出された給与明細書によると、いずれの同僚も、同年8月から58年12月までの期間において、当該随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社において給与が下がった記憶は無い。」と主張しているところ、同僚からも上記の随時改定による標準報酬月額の引下げに相当する給与の引下げがあったとする証言は得られない。

申立期間②のうち、昭和59年1月から平成元年9月までの期間について、

A社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に、前述の昭和56年8月1日の随時改定により標準報酬月額が引き下げられ、かつ、59年1月1日付けでA社からB社に異動した同僚が多数確認できるところ、そのうち、申立人と同職種であった同僚及びほかの複数の同僚から提出された給与明細書によると、いずれの同僚も、同年1月から平成元年9月までの期間において、前述のA社における随時改定前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人は、「B社において給与が下がった記憶は無い。」と主張しているところ、複数の同僚も「A社及びB社において、給料は、毎年上がっていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和56年8月から58年12月までの期間及び申立期間②のうち、59年1月から平成元年9月までの期間において、その主張する標準報酬月額（12万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社及びB社はいずれも既に適用事業所ではなくなっている上、A社の当時の事業主に照会したものの回答が得られず、B社の事業主は既に死亡しているため確認することができないが、複数の同僚が保管する給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、いずれの事業主も、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、いずれの事業主も、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和48年7月から56年7月までの期間及び申立期間②のうち、平成元年10月から6年2月までの期間については、申立人の保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料が無い上、申立人と同職種であった同僚及びほかの複数の同僚の給与明細書における保険料控除額に基づく標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 申立期間②について、申立人の標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、平成10年2月から同年12月までは24万円、11年9月は26万円、同年10月から13年10月までは28万円、同年11月は24万円、同年12月及び14年1月は28万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月から15年4月までは24万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月から16年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、17年7月は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑨までについて、申立人の標準賞与額の記録については、申立期間③は33万円、申立期間④は54万2,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑦は28万7,000円、申立期間⑧は10万円、申立期間⑨は32万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 4 申立期間⑩について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成17年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日：昭和42年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 平成9年10月1日から10年2月1日まで
② 平成10年2月から17年9月まで
③ 平成15年7月16日
④ 平成15年12月5日
⑤ 平成16年4月23日
⑥ 平成16年7月2日
⑦ 平成16年12月3日
⑧ 平成17年4月25日
⑨ 平成17年7月1日
⑩ 平成17年10月31日から同年11月1日まで

A社には、平成9年10月から17年10月まで勤務しており、毎月の給与及び賞与から社会保険料が控除されていた。

申立期間①及び⑩について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が低く記録されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

さらに、申立期間③から⑨までについて、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時のA社役員から提出された賃金台帳及び同僚の証言により、申立人は、平成9年10月1日から同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②のうち、平成10年2月から同年12月までの期間、11年9月から16年6月までの期間及び17年7月について、当時のA社役員から提出された給与明細書(写)及び賃金台帳により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額の保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳及び給与明細書(写)において確認できる保険料控除額及び報酬額から、平成10年2月から同年12月までは24万円、11年9月は26万円、同年10月から13年10月までは28万円、同年11月は24万円、同年12月及び14年1月は28万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月は24万円、同年7月及び同年8月は26万円、同年9月及び同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月から15年4月までは24万円、同年5月及び同年6月は26万円、同年7月から16年4月までは24万円、同年5月は22万円、同年6月は24万円、17年7月は26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから不明であるが、上記給与明細書(写)及び賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書(写)において確認できる保険料控除額及び報酬額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成11年1月から同年8月までの期間、16年7月から17年6月までの期間、同年8月及び同年9月について、上記給与

明細書（写）により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準報酬月額のうちいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間③から⑨までについて、当時のA社役員から提出された賞与明細書（写）により、申立人は、当該期間に係る賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記の賞与明細書（写）において確認できる保険料控除額及び賞与額から、申立期間③は33万円、申立期間④は54万2,000円、申立期間⑤は10万円、申立期間⑥は44万円、申立期間⑦は28万7,000円、申立期間⑧は10万円、申立期間⑨は32万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから不明であるが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賞与明細書（写）において確認できる賞与額及び保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間⑩について、上記給与明細書（写）及び雇用保険の記録により、申立人は、平成17年10月31日まで同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のうちそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書（写）において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから不明であるが、事業主が資格喪失日を平成17年

11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成13年3月から同年8月までは22万円、同年9月から14年7月までは24万円、同年8月は22万円、同年9月から15年4月までは24万円、同年5月は26万円、同年6月は28万円、同年7月から16年6月までは22万円、17年8月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から⑨まで及び⑬について、申立人の標準賞与額記録については、申立期間②は26万7,000円、申立期間③は44万8,000円、申立期間④は10万円、申立期間⑤は40万2,000円、申立期間⑥は45万3,000円、申立期間⑦は10万円、申立期間⑧は50万4,000円、申立期間⑨は51万5,000円、申立期間⑬は5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年3月から19年12月まで
② 平成15年7月16日
③ 平成15年12月5日
④ 平成16年4月23日
⑤ 平成16年7月2日
⑥ 平成16年12月3日
⑦ 平成17年4月25日
⑧ 平成17年7月1日
⑨ 平成17年12月14日
⑩ 平成18年4月26日
⑪ 平成18年7月10日
⑫ 平成18年12月8日
⑬ 平成19年4月26日

⑭ 平成 19 年 7 月 10 日

⑮ 平成 19 年 9 月 10 日

⑯ 平成 19 年 12 月 10 日

A社に勤務していた期間、毎月の給与及び賞与から社会保険料が控除されていた。

申立期間①について、標準報酬月額が低く記録されているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②から⑯までについて、賞与の記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、平成 13 年 3 月から 16 年 6 月までの期間及び 17 年 8 月については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高額な保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額から、平成 13 年 3 月から同年 8 月までは 22 万円、同年 9 月から 14 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月は 22 万円、同年 9 月から 15 年 4 月までは 24 万円、同年 5 月は 26 万円、同年 6 月は 28 万円、同年 7 月から 16 年 6 月までは 22 万円、17 年 8 月は 32 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も既に死亡しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから不明であるが、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 16 年 7 月から 17 年 7 月までの期間、同年

9月から19年12月までの期間について、上記給与明細書により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 2 申立期間②から⑨まで及び⑬については、申立人から提出された給与明細書により、申立人は、当該期間に係る給与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、特例法に基づき標準給与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準給与額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額及び給与額から、申立期間②は26万7,000円、申立期間③は44万8,000円、申立期間④は10万円、申立期間⑤は40万2,000円、申立期間⑥は45万3,000円、申立期間⑦は10万円、申立期間⑧は50万4,000円、申立期間⑨は51万5,000円、申立期間⑬は5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上記のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることなどから不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記給与明細書において確認できる給与額及び保険料控除額に見合う給与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間⑩について、上記給与明細書によると、申立人は、当該期間において事業主により20万2,220円の給与が支給されたことが確認できるものの、当該給与に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間⑩について、その主張する標準給与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間⑪、⑫及び⑭から⑯までについては、上記給与明細書により、事業主が申立人の給与から控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに見合う標準給与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準給与額を超えないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間③、④、⑦、⑧及び⑩に係る標準賞与額については、平成16年8月25日は20万4,000円、同年12月24日は21万5,000円、18年8月25日は20万9,000円、同年12月25日は24万8,000円、20年12月25日は22万4,000円とされているところ、当該記録は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年8月25日は20万4,000円、同年12月24日は21万5,000円、18年8月25日は20万4,000円、同年12月25日は23万7,000円、20年12月25日は21万9,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑥について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年8月25日は20万4,000円、同年12月23日は24万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③から⑧まで及び⑩に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 7 月
⑧ 平成 18 年 12 月
⑨ 平成 19 年 7 月

- ⑩ 平成 19 年 12 月
- ⑪ 平成 20 年 12 月
- ⑫ 平成 21 年 7 月
- ⑬ 平成 21 年 12 月

申立期間①から⑬までについて、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③から⑧まで及び⑪について、申立人から提出された賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、同社から賞与を支給され、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額及び総支給額から、申立期間③は20万4,000円、申立期間④は21万5,000円、申立期間⑤は20万4,000円、申立期間⑥は24万1,000円、申立期間⑦は20万4,000円、申立期間⑧は23万7,000円、申立期間⑪は21万9,000円とすることが妥当である。

また、当該期間に係る賞与の支給日については、上記賞与明細書に記載が無く不明であるが、A社は、「賞与を支給できたときは、夏の賞与明細書には『7月分』』としているが実際には8月25日に、冬は12月25日に現金で支給しており、支給日が土曜日または日曜日に該当する場合は、直前の金曜日に支給していたので、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届についても同様の日付を記載した。」と回答していることから、申立期間③は平成16年8月25日、申立期間④は同年12月24日、申立期間⑤は17年8月25日、申立期間⑥は同年12月23日、申立期間⑦は18年8月25日、申立期間⑧は同年12月25日、申立期間⑪は20年12月25日とすることが妥当である。

なお、申立期間③から⑧まで及び⑪に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③、④、⑦、⑧及び⑪については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該期間における事務手続を失念していたとして届出を行っており、また、申立期間⑤及び⑥については、当該期間の賞与支払に係る届出を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間③から⑧まで及び⑪に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行って

おらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①、②、⑨及び⑩について、A社は資料を保管していないと回答しており、申立人も賞与明細書を保管していないことから、当該期間に同社から賞与を支給されていたことを確認することができない。

また、申立期間⑫及び⑬について、A社から提出された源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同社から賞与を支給されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①、②、⑨、⑩、⑫及び⑬について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、⑨、⑩、⑫及び⑬について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成14年1月から同年9月までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。
- 2 申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成14年10月から16年5月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月から16年5月まで
申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、給料は退職するまで一定で、手取りで40万円を下ることは一度も無かった。
給与明細書を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成14年1月から同年9月までの期間については、オンライン記録によると、申立人の同年1月から同年5月までの期間に係る標準報酬月額は、当初50万円と記録されていたところ、同年6月7日付けで、同年1月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、その後、同年9月まで同額で継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当時の事業主及び同僚6人についても、申立人と同様に平成14年6月7日付けで、同年1月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人は、「当時、給与額、保険料控除額に変更は無かったと思う。」としている上、上記の同僚6人のうち複数の同僚の証言からも、当該期間当時の給与額が当該遡及訂正後の標準報酬月額（9万8,000円）に見合

う額まで減額された事情はうかがえない。

また、滞納処分票により、平成14年当時、A社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、同社の事業主は、「当時、厚生年金保険の事務は、妻が担当していたが、その妻から、『社会保険事務所から、滞納している保険料を減らすために、標準報酬月額を低く届け出るようにとのアドバイスを受けた。』と聞いたことがある。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成14年6月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、同年1月1日まで遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間のうち、同年1月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成14年10月から16年5月までの期間については、申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間における申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（平成15年2月、同年5月、同年9月、同年11月及び16年2月）及び平成16年分給与所得の源泉徴収票において確認又は推認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額、並びに前後の給与明細書から推認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、当時の資料が無く不明としているが、上記給与明細書等により確認等できる保険料控除額又は総支給額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等により確認等できる保険料控除額又は総支給額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知（岐阜）厚生年金 事案 7647

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月31日から同年2月1日まで

昭和36年3月から47年9月までA社で継続して勤務したが、申立期間について、厚生年金保険の記録が無い。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年2月1日に同社B工場から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年12月の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年1月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知をおこなったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和44年6月から同年9月までを2万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月6日から同年6月3日まで
② 昭和44年6月から同年11月まで

申立期間①について、提出したA社の採用証明書に記載されているとおり、昭和44年5月6日に採用され、正社員として勤務した。しかし、私の厚生年金保険被保険者記録は、同年6月からとなっており、同年5月の記録が無いことに納得ができないので、記録を訂正してほしい。

申立期間②について、提出した源泉徴収簿に記載されている保険料控除額が高いと思うので、調査をして、正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和44年6月3日から同年10月1日までの期間については、申立人から提出された所得税源泉徴収簿及びA社から提出された賃金台帳により、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額より高額な給与を支給され、オンライン記録の標準報酬月額より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②のうち、昭和44年10月1日から同年12月1日までの期間については、賃金台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、特例法の記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間①について、申立人から提出された採用証明書及び給料明細により、申立人は、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社の賃金台帳により、厚生年金保険料が当月控除であることが推認できるところ、申立期間である昭和44年5月の厚生年金保険料が控除されていないことが、同月分の給料明細及び賃金台帳により確認できる。

また、申立人から提出された年賀交礼簿に記載されている同僚のうち、39人の採用年月日及び厚生年金保険被保険者記録によると、採用年月日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は4人のみであることから、申立期間当時、同社では、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月6日から24年9月6日まで

② 昭和24年11月25日から27年11月1日まで

申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いのに支給済みとなっているのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和28年10月6日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和28年1月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているところ、4回の被保険者期間のうち、2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から46年3月までの期間及び59年10月から平成13年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成13年4月から16年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで
② 昭和59年10月から平成13年3月まで
③ 平成13年4月から16年3月まで

私の国民年金保険料の納付などは、全て両親が行ってくれており、母親が亡くなる前に、保険料はきちんと払ってあるから心配しないでいいという話を聞いている。国民年金加入手続や保険料納付方法の詳細は分からないが、大学卒業後は、両親に生活費などを渡しており、その中から保険料を納付していたと思うので、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、私は平成13年頃から病気で働くことができなくなり、生活保護の申請をしているはずなので、申立期間③の保険料が法定免除とされていないことも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっていることから、申立期間①及び②に係る国民年金加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。
- 2 申立期間①については、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、資格取得年月日欄に「43. *. *」及びその受付年月日欄に「46. 10. 7」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は昭和46年10

月頃に初めて行われ、この加入手続の際に、資格取得日を遡って43年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間①当時は国民年金に未加入であり、両親が保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、前述の加入手続時期（昭和46年10月頃）を基準とすると、申立期間①のうち、43年*月から44年6月までの保険料は時効（2年）により納付することはできず、同年7月から46年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であったものの、申立人は両親から保険料を遡って納付したと聞いたことは無いとしているなど、両親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したことをうかがわせる周辺事情を見いだすことはできない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「国民年金保険料の納付などは全て両親が行ってくれており、渡していた生活費の中から保険料をきちんと納付していたと思うし、恐らく母親の保険料と一緒に口座振替を行っていたのではないか。」と述べているところ、i) 申立人に係るA市の国民年金記録においても、オンライン記録同様、申立期間②の保険料は未納とされており、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる形跡は見当たらないこと、ii) 母親に係る同市の国民年金記録によると、母親は昭和61年7月から平成3年1月までの期間について父親名義の預金口座から口座振替により保険料を納付していることが確認できるものの、申立人に係る同市の国民年金記録においては、申立人が口座振替により保険料を納付していた形跡は見受けられないこと、iii) 公簿によると、申立人は11年10月1日に同市からB市C区に住民票を移したことが確認できるが、国民年金保険料納付は、制度上、住民票のある市町村で行うこととされており、申立期間②のうち、申立人が同市に居住していた11年10月から13年3月までの期間については、A市に居住していた母親がB市で申立人の保険料納付を行っていたとは考え難いことから、両親が申立期間②の保険料を納付していたと推認することまではできない。

また、申立期間②は198か月と長期間であり、このように長期間にわたり記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

- 4 申立期間③について、申立人は、「平成13年頃から病気で働くことができなくなり、生活保護の申請をしているはずなので、申立期間③が法定免除期間とされていないのはおかしい。」と述べているものの、B市C区社会福祉事務所の保護受給証明書によると、申立人が生活保護法に基づく生活扶助を受け始めたのは平成16年5月からであることが確認できることから、申立期間③において、申立人は生活保護法の適用を受けておらず、法定免除の要件を満たしていなかったものと考えられるほか、当時の法定免除の開始時期は、原則として、基準に該当した日の属する月の前月からとされていたこと

から、16年4月から法定免除期間とされているオンライン記録とも符合している。

5 申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、両親が申立期間①及び②の保険料を納付したこと、及び申立期間③の保険料を免除されていたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたこと、及び申立期間③の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が申立期間③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成4年3月までの国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成4年3月まで

私は、平成9年11月に、A社会保険事務所（当時）で申立期間を含む昭和62年4月から平成9年3月までの10年分の追納保険料140万円強を一括納付した。納付する前に社会保険事務所（当時）で10年前まで納付できることを確認して自宅保管の現金を持って行ったことも覚えている。国民年金加入手続を行った覚えは無く、国民年金保険料免除申請手続も一度も行った覚えは無いが、年金事務所で確認すると、私の記録は4年4月から9年3月までは申請免除期間で、この期間のみ追納保険料が納付済みとなっているとの説明を受けた。申立期間の保険料が追納とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年11月に、A社会保険事務所で申立期間を含む昭和62年4月から平成9年3月までの10年分の追納保険料140万円強を一括納付したとしているものの、国民年金加入手続や国民年金保険料免除申請手続については一度も行った覚えは無いとしていることから、申立期間に係る加入手続、免除申請及び追納保険料申出状況の詳細は不明である。

また、B市の国民年金被保険者名簿によると、資格取得欄に「年月日 50. * . *」、受付記録欄には「受付年月日 2 . 11 . 19 受付書類名 取得」の記載が確認できることから、申立人の国民年金加入手続は平成2年11月19日に行われ、この加入手続の際に、資格取得日を昭和50年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、62年4月から平成2年9月までについては、遡って免除申請

手続を行うことはできないことから、追納保険料を納付することはできず、申立期間のうち、同年10月から4年3月までについては、追納保険料納付に係る免除申請手続を行うことは可能であったものの、オンライン記録によると、当該期間のうち、3年1月から同年3月までの保険料が、同年1月16日に現年度納付されていることが確認できる上、オンライン記録、B市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票の納付記録のいずれも、この現年度納付済期間を除く期間は、申請免除期間ではなく未納とされており、これら記録に食い違いは無く、申立期間のうち、2年10月から4年3月までの保険料を追納したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の追納保険料を納付したとする平成9年当時には、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少ない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の追納保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の追納保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和62年4月から平成4年3月までの国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 3539 (事案 2990 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで

私は、2年分の国民年金保険料は遡って納付できると聞いていたので、22歳になった頃にA社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、昭和49年度と50年度の保険料を送付されてきた納付書によりまとめて金融機関で納付し、その後の保険料も送付されてきた納付書により金融機関で納付したことを覚えている。納付を証明するものは無いが、申立期間が未納とされていることは納付できないとして申立てをしたが、年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知文書を受け取った。

今回、私は、国民年金の加入手続を行ったのは、A社会保険事務所ではなく、B市役所であったこと、及び昭和*年*月の台風で河川が氾濫する洪水被害があったことを思い出した。洪水被害で同市役所の国民年金保険料納付記録等の書類が流されてしまったのかもしれないので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、昭和51年4月頃にA社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、その際に年金手帳を受領したとしているところ、制度上、国民年金の加入手続及び年金手帳の交付に係る事務は市町村で行うこととされており、同社会保険事務所では当該事務は行っていない上、申立人が加入手続を行ったとする時期には同社会保険事務所は存在しないことから、申立人の加入手続状況の記憶は明確でないこと、ii) 申立人は、申立期間の国民年金保険料は加入手続後、送付されてきた納付書により昭和49年度及び50年度の保険料をまとめて金融機関で納付し、51年4月からの保険料も送付されてきた納付書により金融機関で納付したとしているが、申立人

は、申立期間に係る保険料の納付時期、納付周期及び納付金額については覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の詳細は不明であること、iii) オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、申立人の国民年金加入手続は、59年10月頃にB市において行われ、その手続の際に資格取得日を遡って49年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われ、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる。このため、申立人が主張するように申立期間のうち、49年度及び50年度の保険料をまとめて過年度納付し、51年度からの保険料を現年度納付することはできない上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、大半は時効により保険料を納付することはできないことから、当委員会の決定に基づく平成23年6月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのが、A社会保険事務所ではなく、B市役所であったこと、及び昭和*年*月の台風で河川が氾濫し洪水被害があったことを思い出し、洪水被害により同市役所の国民年金保険料納付記録等の書類が流されてしまったのではないかと申し立てているものの、前述のとおり、申立人の加入手続は、59年10月頃に初めて同市において行われており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、同市では、洪水被害で保険料納付記録等の書類が流されるようなことはなかったとしていることから、これは委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 26 日から 58 年 6 月 5 日まで
② 昭和 59 年 4 月 27 日から 60 年 4 月 17 日まで

申立期間①について、A社を退職して、すぐにB社に勤務した。

同様に、申立期間②についても、B社を退職して、すぐにC社で正社員として勤務し、同社では、昭和59年7月頃に、年金受給額が大幅に減額されないよう同社の給与を調整してもらったと思うので、当該時期には同社で勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録及び申立人が保管する申立人の父の香典帳の記載内容から判断すると、申立人は昭和58年2月26日からB社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「当社の就業規則諸規程（申立期間①より前に制定し、現在も適用）には、『新たに採用された社員については、3ヶ月の試用期間とする。』との規定があり、この規定に基づいて、勤務の様子を見てから厚生年金保険の資格を取得させていたこともあったようだ。しかし、申立期間当時の資料が無いことから、申立人の勤務実態については不明であり、厚生年金保険についてもどのように取り扱ったのかは、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人と同職種の複数の同僚は、「自分の入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。入社日と記録が一致しないのは、試用期間があったからだと思う。」と証言していることから、申立期間①当時、B社では入社

と同時に全ての従業員に対して厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかった状況がうかがえる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和57年10月4日から58年2月25日までの期間について、失業給付（基本手当）を受給していることが確認できる。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年6月9日から60年4月4日までの期間について、失業給付（基本手当）を受給していることが確認できるとともに、申立人のC社における取得日は同年4月17日、離職日は61年7月22日とされており、当該記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、D市から提出された資料によると、申立人は、申立期間②において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、C社は、「当時の資料は無く、詳細は不明である。」と回答している上、同社の複数の同僚も、申立人が、申立期間②において、同社に勤務していたかどうかは不明であると証言している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の年金額の一部について支給停止額の改定処理がされた記録は、C社の被保険者期間であった昭和60年6月及び同年8月の2回確認できるが、申立人の主張する申立期間②に含まれる59年7月頃には、確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7651 (事案 239、1437、2333、6661 及び 7370 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 28 年 10 月 1 日まで
A社に勤務していた期間について、今までに5回申し立てたが、認められなかった。
今回、新たに提出する資料は無いが、再度、調査審議して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間に係る当初の申立てについて、A社の複数の同僚の証言から判断して、申立人が昭和27年4月1日から同社に勤務していたことは推認できるものの、当時の同社では、全ての従業員が入社当初から厚生年金保険被保険者資格を取得していたわけではないと認められるほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年8月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 2 申立期間に係る2回目の申立てについて、申立人は、「同期入社の人B氏は、昭和27年4月から厚生年金保険に加入していると思うので、再調査してほしい。」と主張しているが、申立人が記憶するB氏と推定される者(平成13年*月*日死亡)は、申立人がA社を退職した後である昭和29年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
- 3 申立期間に係る3回目の申立てについて、申立人は、「A社は大企業で、2年半も厚生年金保険被保険者資格を取得させないはずはない。私と同じ年齢の社員は皆、厚生年金保険被保険者資格を取得しているはずなので調査し

てほしい。」と主張しているが、同僚の厚生年金保険被保険者記録によれば、申立人と同じ学年と考えられる被保険者40人（男性22人、女性18人）は、いずれも申立人が同期入社したと主張する同僚2人と同じ昭和29年9月1日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成22年2月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 4 申立期間に係る4回目の申立てについて、申立人は、「中学を卒業した後すぐにA社に入社した。同社の前身であるB社は、昭和18年3月に設立されており、申立期間について厚生年金保険の適用事業所となっていたことは間違いない。」と主張し、申立期間の始期を27年3月26日に変更した上で申立てをしているところ、A社は、18年8月1日にB社として厚生年金保険の適用事業所となっており、事業所名の変更はあったものの、現在まで適用事業所であることが確認できる。

しかしながら、申立人と同学年で、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が、「昭和27年3月に中学を卒業し、A社に入社したが、私の被保険者記録も29年9月1日まで無い。当時は全員が臨時工として入社し、入社後2、3年してから正社員になった。正社員になった時から厚生年金保険に加入したと思う。」と証言している上、上記同僚の1人は、「健康保険証は、比較的早くに健康保険組合から受け取っているが、厚生年金保険被保険者証は、入社後2年ぐらいしてから受け取った。」と証言しており、当時の同社では、健康保険と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成23年11月16日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 5 申立期間に係る5回目の申立てについて、申立人は、「A社から従業員雇入者名簿を取り寄せたところ、私の入社日は昭和27年4月1日と記録されている。勤務が認められる同日から厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。」などと主張し、申立期間の始期を前回の昭和27年3月26日から同年4月1日に変更した上で申立てをしているところ、申立人から提出された当該名簿により、申立人は、同年4月1日にA社に試用開始されたことが確認できる。

しかし、申立人が同期入社だったとして名前を挙げた同僚を含め12人の同僚について、上記従業員雇入者名簿の試用開始日と厚生年金保険被保険者資格取得日の関係について調査した結果、いずれも当該名簿の試用開始日が昭和27年4月1日と記載されているにもかかわらず、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日は、その2年5か月後の29年9月1日と記録されていることから、既に、これまでに通知したとおり、当時のA社では、入社（試用開始）と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行

っていなかった状況が認められる。

また、A社は、「申立人は、勤務開始当時は見習期間であり、正社員になる前に退職したため、A社における厚生年金保険被保険者記録が無いのではないか。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成24年7月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 6 これに対し、今回、申立人は、「同僚は、入社してすぐに厚生年金保険に加入していたと証言しているはずだ。また、一定の期間について、同僚にも厚生年金保険の記録が無いというのは、当該記録そのものが間違っているからだ。色々なところに相談に行ったので、そちらにも聞いてほしい。」などとこれまでの主張を繰り返しているが、A社が入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかった状況が認められることなどについては、これまでに繰り返し通知しているところであり、今回、申立人からは新たな関連資料の提示が無いことから、当該主張のみでは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「C医院とD医院で診療を受けたことがあるので、調べてほしい。」と主張しているが、いずれの医療機関も、当時の診療記録を保管していないと回答している。

ほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 7652 (事案 4275、4996 及び 6220 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 5 月 17 日から 28 年 4 月 19 日まで
② 昭和 28 年 4 月 27 日から同年 7 月 8 日まで
③ 昭和 28 年 7 月 8 日から 32 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を支給されたと記録されていることに納得できなかったため、年金記録確認の申立てをこれまでに 3 回行ったが、いずれも年金記録の訂正は必要でないとする通知を受けた。

しかし、私は、脱退手当金について、請求も受給も行っておらず、どうしても納得できない。

今回、新たな情報として、フルネームは分からないが当時の事務担当者を思い出したので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給することはできなかったことから、申立期間の最終事業所を退職後、昭和51年2月まで厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないこと、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金を支給したとする記録がある上、申立期間の脱退手当金は、申立人が当該期間に勤務した事業所の被保険者期間全てが計算の基礎とされている上、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 2回目の申立ての際に申立人から提出された卒業証書により、脱退手当金の支給日に学生であったことは推認できるものの、そのことが、当初(1回目)の決定を変更すべき新たな事

情であると認めることはできないことのほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iv) 3回目の申立ての際に申立人が名前を挙げた同僚二人は、「脱退手当金について記憶は無いし、年金手続に関する当時の状況についても覚えていない。」と証言しており、申立人の申立期間における脱退手当金の受給の有無、及び申立期間の最終事業所における当時の脱退手当金の取扱いについて証言は得られないとして、既に第三者委員会の決定に基づく平成22年9月8日付け、23年1月13日付け及び同年8月24日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して、申立人は、「新たな情報として、フルネームは分からないが当時の事務担当者を思い出したので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。」と主張し、4回目の申立てをしている。

しかしながら、今回、申立人が名前を挙げた事務担当者は、当初の申立てでも名前を挙げており、第三者委員会は、申立期間に係る当初の審議において、当該事務担当者に対する調査を踏まえて、年金記録の訂正は必要でないとする結論を出しており、当該事務担当者の名前は新たな事情とはならない上、今回の申立てにあたり、再度、当該事務担当者を調査したものの、連絡先が不明であり、当初の調査と同様に証言は得られないことから、当該事務担当者の名前のみでは、第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、第三者委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 25 日から 37 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後50人の被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年間に資格喪失した受給資格のある女性23人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、17人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち16人について資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社で脱退手当金の手続をしてもらい受給した。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和37年11月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知（岐阜）厚生年金 事案 7654(岐阜厚生年金事案 2149 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月13日から33年11月2日まで

申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっている時期は、結婚した年であり、よく記憶している時期であるにもかかわらず、脱退手当金を請求し受け取った記憶が無いので調査してほしいとして申し立てたが、平成23年10月20日付けで、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとする通知をもらった。

しかし、新たな情報として、同僚の連絡先が判明したので、再度調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を厚生省(当時)から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されていること、ii) 申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはないことなどから、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の決定に基づく平成23年10月20日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「同僚の連絡先が判明したので、再度調査してほしい。」と主張して、再申立てを行っている。

しかしながら、年金記録確認岐阜地方第三者委員会は、前回の申立てに係る調査・審議において、申立人が名前を挙げる同僚の証言を踏まえて、記録の訂正は必要でないとする結論を出している上、再申立てにあたり、当該同僚に再度聴取しても、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる新たな証言は得られない。

このため、今回の再申立てについては、年金記録確認岐阜地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。